

第6回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	1
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第1号	2
議案第2号	3
議案第3号	4
(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	4
議案第4号	5
(4)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る変更申請の処分決定について	6
議案第5号	6
(5)非農地通知について	6
議案第6号	6
(6)非農地通知について	7
議案第7号	7
議案第8号	8
議案第9号	9
議案第10号	9
(7)農地利用集積計画に係る意見決定について	10
議案第11号	10
議案第12号	10
議案第13号	11
議案第14号	11
議案第15号	12
議案第16号	12
(8)地積調査に係る地目認定について	12
議案第17号	12
(追加付議事件1) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	13
議案第1号	13
(追加付議事件2) 農地利用最適化推進委員の決定について	13
議案第2号	14
その他	14
・その他	14
3 閉 会	14

日 時 令和2年11月20日(金)16時00分
場 所 第一委員会室

○ 出席者

会長	15番	渡邊	浩正		
会員	1番	手塚	みち子	2番	篠木 薫
	3番	福田	一紀	4番	町野 位夫
	5番	佐藤	栄一	6番	石塚 英好
	7番	渡邊	晴夫	8番	大野 文子
	9番	君島	道夫	10番	阿久津 正一
	11番	福田	英一	12番	渡辺 正明
	13番	揚石	明	14番	佐藤 喜久男

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席議員数は15名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第6回農業委員会総会を開催いたします。（16：00）

2 議 題

(1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。6番 石塚 委員、8番 大野 委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件（3）、議案第1号から第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る諸処分決定について、議題にします。

議案第1号

まず、議案第1号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（和田 理男） 議案書の1ページをお開きください。

（事務局説明）

○議長 事務局の説明はおわりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班班長、14番 佐藤 喜久男 委員お願いいたします。

○佐藤 喜久男委員 14番の佐藤 です。

本日9時30分より、委員3名、事務局3名の計3名で、農地法3条3件、農地法第5条1件、非農地証明1件、非農地通知4件の計9件の現地調査を実施しました。

何ら問題ないと見てまいりましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細の報告を、7番 渡邊 晴夫 委員にお願いいたします。

○揚石 明 委員 それでは、現地案内図、1ページをお開きください。

（申請地位置説明）

譲受人の経営規模拡大ということで、問題ないとみてまいりました。

皆様の審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

（なし）

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第2号

○議長 つぎに、議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第2号の現地調査の詳細の報告を、7番 渡邊 晴夫 委員にお願いします。

○揚石 明 委員 それでは、現地案内図をお開きください。

(申請地位置説明)

譲受人が次世代人材育成支援金を申請するための、案件ということで、問題ないとみてまいりました。皆様の審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

○君島 道夫 委員 はい。

○議長 はい、君島委員どうぞ。

○君島 道夫 委員 9番君島です。申請事由の農業次世代人材投資事業について説明してください。

○事務局(高塩 康幸) はい。新規で就農して、一定条件を満たした方について、補助金を交付しています。5年間、毎年150万円、交付されます。その期間中に、農地法3条で譲り受けなければならないと定められています。

○君島 道夫 委員 わかりました。

○議長 それでは、ほかには質問ございませんようですので、これより採決いた

します。

議案第2号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第3号

○議長 つぎに、議案第3号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第3号の現地調査の詳細の報告を、11番 福田 英一 委員にお願いします。

○福田 英一委員 それでは、現地案内図をお開きください。

(申請地位置説明)

担い手への集積が図られるため、何ら問題ないとみてまいりましたので、皆様の慎重審議をお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 続いて付議事件(3) 議案4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第4号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第4号の現地調査の詳細の報告を、11番、福田 英一委員お願いいたします。

○福田 英一委員 (申請地位置説明)

申請地は第2種農地であり、まわりは宅地化が進んでいるため、転用はやむを得ないとみてまいりました。みなさまの慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第4号について質疑意見等を求めます。

はい、5番佐藤委員お願いします。

○佐藤 栄一委員 はい、5番、佐藤です。一般住宅の転用面積は500㎡ですが、これは700㎡ほどですがご説明ください。

○事務局 (高塩 康幸) はい。こちらは地図をみてわかる通り三角形の地形であり、500㎡とって多少農地を残しても、水が入ってきてしまって耕作しづらい土地であります。また、税務課に確認したところ、多少面積が残ったとしても、宅地として課税されるということで、耕作放棄地となるよりは転用することがやむを得ないと考えております。

○佐藤 栄一委員 はい、わかりました。

○議長 そのほかございませんか。ないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る変更申請の処分決定について

○議長 続いて付議事件(4)議案5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る変更申請の処分決定について議題に供します。

議案第5号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明) 変更の理由としては、施工の関係で、許可を受けた土地の東側に越境する必要性が生じたため、必要となる9.27㎡のみを分筆・追加して変更申請ということです。

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第5号について質疑意見等を求めます。ないようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(5)非農地通知について

○議長 続きまして、付議事件(5)議案第6号、非農地証明について、議題に供します。

議案第6号

○議長 ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、2番篠木 薫委員の退室を求めます。(退室)

○議長 それでは事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。

議案第6号の現地調査の詳細な報告を、7番、渡邊 晴夫委員にお願いをいたします。

○渡邊 晴夫委員 (申請地位置説明)

該当地は3種農地で、すでに駐車場として利用されており、周囲にも農地は全くなく、非農地通知はやむを得ないと思います。以上です。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第6号について、質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第6号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第6号が終了しましたので、2番篠木 薫委員の入室を求めます。(入室)

(6)非農地通知について

○議長 続きまして、付議事件(6)議案第7号から第10号、非農地通知について、議題に供します。

議案第7号

議案第7号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。

議案第7号の現地調査の詳細な報告を、14番、佐藤 喜久男委員にお願いをいたします。

○佐藤 喜久男委員 (申請地位置説明)

残念ながら現地調査で到達できないような土地でしたので、場所の説明と写

真だけの報告としますが、完全に河川敷の中ということで、非農地通知はやむを得ないと思います。以上です。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第7号について、質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第7号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第8号

議案第8号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。

議案第8号の現地調査の詳細な報告を、14番、佐藤 喜久男委員にお願いをいたします。

○佐藤 喜久男委員 (申請地位置説明)

こちらもおなじく現地調査で到達できないような土地でしたので、場所の説明と写真だけの報告とします。河川敷の中ということで、非農地通知はやむを得ないと思います。以上です。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第9号について、質疑意見等を求めます。

○佐藤 栄一委員 これは河川敷ということですが、登記はそのようにされていますか？

○事務局 はい。台帳地目は農地ですが、課税地目は河川敷地です。

○議長 ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第 8 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第 9 号

議案第 9 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。

議案第 9 号の現地調査の詳細な報告を、14 番、佐藤 喜久男委員にお願いをいたします。

○佐藤 喜久男委員 (申請地位置説明)

こちらも河川敷の中ということで、非農地通知はやむを得ないと思います。

以上です。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第 9 号について、質疑意見等を求めます。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第 9 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第 10 号

議案第 10 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。

議案第 10 号の現地調査の詳細な報告を、11 番、福田 英一委員にお願いをいたします。

○福田 英一委員 (申請地位置説明)

何十年も宅地として利用されております。第 3 種農地で、かつ都市計画用途

地内の土地であり、非農地通知はやむを得ないと思います。以上です。

○議長 はい、現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第10号について、質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第10号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

(7) 農地利用集積計画に係る意見決定について

○議長 続きます。付議事件(7)農地利用集積計画に係る意見決定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。

議案第11号

議案第11号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第11号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第12号

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、14番佐藤喜久男委員の退室を求めます。(退室)

○議長 議案第12号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませ

んか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第12号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第12号が終了しましたので、14番 佐藤 喜久男 委員の入室を求めます。

(入室)

議案第13号

議案第13号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第13号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第14号

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、13番揚石 明 委員の退室を求めます。(退室)

○議長 議案第14号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第14号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第14号が終了しましたので、13番 揚石明委員の入室を求めます。(入室)

議案第 15 号

議案第 15 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第 15 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第 16 号

議案第 16 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第 16 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

(8)地積調査に係る地目認定について

議案第 17 号

○事務局長 事務局です。本案件については、地籍調査によって、農地だったものが農地以外になるものなどの手続きについての案件でございます。場所は、鹿島町周辺で、第三種農地、用途地域でございます。(議案書説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○佐藤 栄一委員 この承認が終われば、法務局への提出をする状態ということですか？

○事務局 はい。この面積などの数字は、このまま使われるということです。

○議長 他にないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

(追加付議事件1) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 つづきまして、当初予定していた案件に追加の議案がございます。まず農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、事務局の説明を求めます。

議案第1号

○事務局長 事務局です。こちらは、5条の申請としては新規となりますが、第4回総会にて旧所有者に対して非農地証明を既に出した案件となります。

(申請地説明) 本案件については、3番福田一紀委員から報告あった通り、周辺農地への影響はないと判断された土地です。説明は以上です。

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。ありませんか。

○議長 ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

(追加付議事件2) 農地利用最適化推進委員の決定について

○議長 つづきまして、追加の付議事件(2)農地利用最適化推進委員の決定について、事務局の説明を求めます。

議案第2号

○事務局長 事務局です。本案件については、前回委員会にて承認された推進委員の補充となります。(議案書説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

その他

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いいたします。

・その他

・新規就農希望者への農地あっせん(ハーブに適した農地)

3 閉会

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。